令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (生活介護)

新潟市福祉部障がい福祉課 指定係

令和6年度 報酬改定の主な内容のうち、

生活介護に係る、特に問い合わせの多い事項や、注意が必要な事項について、障がい福祉課指定係より説明します。

説明の中にある加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等をわかりやすく省略 したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認し、すべての要件を満たしたうえで報酬を算定して下さい。

目次

- 1. サービス提供時間ごとの基本報酬の設定
- 2. 利用定員規模ごとの基本報酬の設定
- 3. 延長支援加算の見直し
- 4. 常勤看護職員等配置加算の拡充
- 5. 人員配置体制加算の拡充
- 6. 入浴支援加算の創設
- 7. 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
- 8. 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

ここでお話するのは、主に8点です。

- 1点目、サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について
- 2点目、利用定員規模ごとの基本報酬の設定について
- 3点目、延長支援加算の見直しについて
- 4点目、常勤看護職員等配置加算の拡充について
- 5点目、人員配置体制加算の拡充について
- 6点目、入浴支援加算の創設について
- 7点目、栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実について
- 8点目、福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直しについてです。

1. サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

1. サービス提供時間ごとの基本報酬の設定についてです。

1. サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

これまで生活介護の基本報酬は、利用者の区分及び利用定員規模に応じて設定されていたが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、利用者の区分及び利用定員規模に加え、所要時間に応じた報酬体系となった。

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分							
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下			
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位			
3時間以上~4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位			
4時間以上~5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位			
5時間以上~6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位			
6時間以上~7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位			
7時間以上~8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位			
8時間以上~9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位			

これまで、生活介護の基本報酬は、利用者の区分、及び、利用定員規模に応じて設定されていましたが、利用者ごとの、サービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、令和6年度の報酬改定で、利用者の区分、及び、利用定員規模に加え、所要時間に応じた報酬体系となりました。

表にある通り、1時間単位の細かい単価設定がされています。

【基本報酬(所要時間区分)】留意事項

- (1) 所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画 に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定される。(留意 事項通知)
- (2) 生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。(留意事項通知)
- (3) 所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まない。(留意事項通知)
- (4) 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、 生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付け られた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。(留意事項通知)
- (5) 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画 に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合 には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。(留意事項通知)

基本報酬の所要時間区分の留意事項について説明します。

- (1) 所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき、指定生活介護等を行うための、標準的な時間に基づき算定されます。実際にサービス提供をおこなった時間で算定するのではなく、生活介護計画に位置付けられた、標準的な時間で算定されることに、留意して下さい。
- (2)報酬は生活介護計画に位置付けられた、標準的な時間で算定されますが、 生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と、実際のサービス提供時間が合致 しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討して下さい。
 - (3) 所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含みません。
- (4) 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、 その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた、標準的な時間よりも、短 くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた、標準的な時間に基づき算定 して、差支えありません。
- (5) 実際の所要時間が、居宅において、その介護を行う者等の就業、その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた、標準的な時間よりも、長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して、差し支えありません。

【基本報酬(所要時間区分)】留意事項

(6) 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間の ことであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。(留意事 項通知)

- ※一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合であっても、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当することから、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。(R6厚労省Q&A VOL.4 問2)
- (7) 送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等)に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。(留意事項通知)
- (6) 利用者が必要とする、サービスを提供する事業所が、当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が、往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として、加えることができるとされています。なお、この取り扱いについては、※に記載があるとおり、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して、送迎する場合であっても、送迎に要する時間が、往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当することから、同乗している利用者全員に対して、それぞれ、1時間を生活介護計画に位置付ける、標準的な時間として加えることができると、厚生労働省のQ&Aで示されています。
- (7)送迎時に実施した着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等の居宅内での介助等に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として、加えることができます。

【基本報酬(所要時間区分)】留意事項

(8) 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、 サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前 提であること。(留意事項通知)

- ※医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者、盲ろう者以外であっても障害特性に等に起因するやむを得ない理由により、短時間利用となる利用者についても、配慮事項に該当となる余地あり。(R6厚労省Q&A VOL.1 問27)→該当する可能性がある場合は、障がい福祉課指定係へ相談してください。
- (8) 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が、10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因する、やむを得ない理由により、サービス提供時間が、6時間未満の、短時間にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の、受け入れのための準備や、サービス利用後における、翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに、長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける、標準的な時間として、加えることができます。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提です。

また、この取り扱いについては、※に記載があるとおり、医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が、10点以上である者、盲ろう者以外であっても対象となる可能性があります。該当する可能性がある場合には、事前に障がい福祉課指定係へ相談して下さい。

	【基本	報酬(所要時間	区分	分)]	留意事	事項	Ī
生活	介護計画へ	の記載方法について					
利用者氏名	÷	個別支援計画書	•		作成年月日: 年	н	
	用者及び家族の E活に対する意向						送迎や障害特性による配慮事項に該当 する利用者の場合、合計のサービス提
IE:	合的な支援の方針						供時間とその内訳がわかるように記載すること。(R6厚労省Q&A VOL.1
	長期目標 (内容・期間等)				支援の標準的な提供図 (曜日・頻度、時間	間等	問29)
	短期目標 (內容・期間等)				**************************************		(イメージ) ・サービス提供時間 4時間 ・送迎に係る配慮 1時間 ・障害特性に係る配慮 30分
	及び具体的な支援内容等 支援目標	支援内容	達成	担当者	留意事項	優先	・送迎時の移乗等 30分
項目	(具体的な到達目標)	(内容・支援の提供上のポイント等)	1938	提供機関	(本人の役割を含む)	順位	合計のサービス提供時間 6時間
支援をカ テテリー デルリー 総数での関する を を の に の に の に の に の に の に の に の に の に		後、方は任意だお、心に文献内容、古際にポイントを寄くる。					
	-ビス内容について、本計) 型責任者氏名:	 勝書に基づき説明しました。		L こ基づきサービス 年 月 日	 の説明を受け、内容に同意し (利用者署名)		

生活介護計画への記載方法についてです。

送迎や、障がい特性による配慮事項に該当する利用者の場合、合計のサービス提供時間と、その内訳がわかるように記載してください。

記載イメージが、厚生労働省の、Q & Aに示されていますので、参考にしてください。

2. 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

2. 利用定員規模ごとの、基本報酬の設定についてです。

2. 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をし やすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごと の基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業 所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬をが設定された。

R6報酬改定後	改定前
利用定員が5人以下(※)	
利用定員が6人以上10人以下(※)	
利用定員が11人以上20人以下	利用定員が20人以下
利用定員が21人以上30人以下	레프로무 #21 L IV LAO L IV T
利用定員が31人以上40人以下	利用定員が21人以上40人以下
利用定員が41人以上50人以下	4) H
利用定員が51人以上60人以下	利用定員が41人以上60人以下
利用定員が61人以上70人以下	利用字号46111111001111下
利用定員が71人以上80人以下	利用定員が61人以上80人以下
利用定員が81人以上	利用定員が81人以上

※「主として重症心身障害児 者を通わせる多機能型生活介 護事業所が多機能型児童発達 支援等を一体的に行う場合」 のみが算定可能(留意事項通 知)

令和6年度の報酬改定で、利用者数の変動に対して、柔軟に対応しやすくする事で、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの、地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬が、10人ごとに設定されました。あわせて、重症心身障害児者対応の、多機能型事業所にも配慮した、利用定員規模別の基本報酬の設定がされました。

報酬改定前と、報酬改定後の、利用定員規模の設定は、表をご覧ください。 なお、報酬改定後の、利用定員が5人以下の単価と、利用定員が6人以上、10 人以下の単価は、主として、重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業 所が、多機能型児童発達支援等を、一体的に行う場合にのみ、算定可能です。

【多機能型生活介護事業所の取り扱い】

基本報酬・加算	定員規模の取り扱い
基本報酬	多機能型事業所全体の利用定員で算定
人員配置体制加算	生活介護のみの利用定員の区分で算定
常勤看護職員等配置加算	生活介護のみの利用定員の区分で算定
就労移行支援体制加算	<u>生活介護のみ</u> の利用定員の区分で算定

生活介護と、他のサービスを、一体的に運営する、多機能型事業所の取り扱いについて、お話します。 表をご覧下さい。

基本報酬は、多機能型事業所全体の、利用定員の合計数で算定されます。 人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算については、 生活介護のみの、利用定員の区分で算定されます。

【多機能型生活介護事業所の取り扱い】

- 多機能型事業所 算定例 (R6厚労省Q&A VOL.3 問5)
- ①利用定員が生活介護8人、就労継続支援A型16人の計24人の多機能型事業所の場合
 - ・基本報酬・・・定員 21 人以上 30 人以下の区分
 - ・常勤看護職員等配置加算・・・定員6人以上10人以下の区分
 - ・人員配置体制加算・・・定員 20 人以下の区分
- ②主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合であって、利用定員が全ての事業を通じて5人の場合
 - ・基本報酬・・・定員5人以下の区分
 - ・常勤看護職員等配置加算・・・定員5人以下の区分
 - ・人員配置体制加算・・・定員 20 人以下の区分
- 多機能型事業所の算定例が、厚生労働省の、Q&Aに示されています。
- ① 生活介護の利用定員が8人、一体的に運営される、就労継続支援A型の利用定員が16人、事業所全体の利用定員が24人の、多機能型事業所の場合、基本報酬は、事業全体の利用定員である、24人で考えるため、21人以上30人以下の区分、常勤看護職員等配置加算は、生活介護のみの利用定員に応じて算定されるため、6人以上10人以下の区分、人員配置体制加算も、生活介護のみの利用定員に応じて算定されるため、定員20人以下の区分となります。
- ② 主として、重症心身障害児者を通わせる、多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援等を、一体的に行う場合であって、利用定員が全ての事業を通じて5人の場合、基本報酬は、この事業所は、主として重症心身障害児者を通わせる事業所であるため、定員5人以下の区分が、算定可能となり、常勤看護職員等配置加算も、定員5人以下の区分、人員配置体制加算は、定員20人以下の区分となります。

【多機能型生活介護事業所の取り扱い】

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の記載方法について

	人員配置区分(※2)	多機能型等 定員区分(※1)	定員規模	定員数	提供サービス
施設区					
定員超					
職員欠					
4-5					
開所時					
Milital					
短時間					
大規模					
EE 607.02					
身体构					
虚符防					
業務經					
情報公					
人員配					
福祉專					
常動看		生活介護のみ			
R250181	1. 日型(1.7:1) 2. 田型(2:1)	4.81人以上	22000	生活介護のみ	
視覚・	3 IV型(2.5:1) 4 V型(3:1)	6. 21人以上30人以下 7. 31人以上40人以下	4.81人以上 20人以下	11271287	
重度簿	5. VI型(3.5:1)	8 41人以上50人以下 9 51人以上60人以下	6 21人以上30人以下 31人以上40人以下	8人	
重度障	5. VI型(4:1) 7. VI型(4.5:1)	10.61人以上70人以下 11.71人以上80人以下	8. 41人以上50人以下 9. 51人以上60人以下	0 /	生活介護
リハビ	8. 区型(5:1) 9. 区型(5.5:1)	5人以下	10.61人以上70人以下		
食事提	0. XI型(6:1) 1. I型(1.5:1)	6人以上10人以下	11.71人以上80人以下		
延長支	1. 1 = (1.5:1)		多機能型事業所		
送迎体			の合計		
28 30 f x		1	I The same of the		

○利用定員が生活介護8名、就労継続支援A型 16名の計24名の多機能型事業所の場合

・定員数 :生活介護のみの利用定員

・定員規模:多機能型事業所全体の利用定員

・多機能型等定員区分:生活介護のみの利用定員 ※多機能型事業所以外はこの欄は記載不要

介護給付費等の算定に係る、体制等状況一覧表の定員の記載方法について、お話します。

まず、定員数には、生活介護のみの定員を記載して下さい。 続いて、定員規模は、多機能型事業所全体の、利用定員の区分を選択して下さい。 多機能型等定員区分は、生活介護のみの利用定員の区分を、選択して下さい。 記載誤りが、多くなっていますので、ご留意下さい。 3. 延長支援加算の見直し

3. 延長支援加算の見直しについてです。

3. 延長支援加算の見直し

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

R6報酬改定後				
所要時間 9 時間以上10時間未満	100単位		改定前	
所要時間10時間以上11時間未満	200単位		(1)延長時間1時間未満	61単位
所要時間11時間以上12時間未満	300単位	_	(2)延長時間1時間以上	92単位
所要時間12時間以上	400単位			

延長支援加算については、生活介護の、基本報酬をサービス提供時間で、8時間以上、9時間未満まで設定されたことから、9時間以上の支援の場合、延長支援加算が算定されることとなりました。

4. 常勤看護職員等配置加算の拡充

4. 常勤看護職員等配置加算の拡充 についてです。

4. 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直しされた。



医療的ケア児の成人期への移行にも、対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に、見直しがおこなわれました。

改定後は、利用定員規模に応じた単位数に配置される看護職員等の、常勤換算員 数を乗じて得た単位数を、算定することとなります。

常勤看護	職員等配置加勢	算・看護職員	員配置加算に関する届出書	ł.	
事業所・施設の名称	生活介記	隻にいが	た		· 勤務形態一覧表
異動区分	0)新規 2	2 継続 3 変更 4	- 終了	・資格証の写し を添付してください。
	1 生活介護		常勤看護職員等配置加算	0	
	2 短期入所	3	常勤看護職員等配置加算		
サービスの種類 算定する加算の区分	3 生活訓練	}	看護職員配置加算(I)		
STATE OF STATE OF STATE	4 宿泊型自	立訓練	看護職員配置加算(Ⅱ)		
	5 共同生活	援助	看護職員配置加算		
	保健師	,			常勤換算数で記載
看護職員の配置状況 (常勤換算)	看護師	2.1 人	加算区分 1 2 3 → 合計1人以上	該当	
	准看護師	1.0 人	9	非該当	

常勤看護職員等配置加算の、届出書に関する留意事項です。 届出書に、看護職員の配置状況は、常勤換算数で記載してください。 また、届出書には、勤務形態一覧表と、資格証の写しを添付して下さい。

【常勤看護職員等配置加算】届出様式 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の記載方法について 常動看護職員等配置 1. なし ② あり R6.11.1 名論看護職員等配置 3. R6.11.1 小数点以下を切り捨てた整数で記載してください。

介護給付費等の算定に係る、体制等状況一覧表、看護職員常勤換算員数には、小数点以下を、切り捨てた整数を記載して下さい。

看護職員の常勤換算数が、3. 1の場合、ここには3と記載することになります。こちらも、記載誤りが多い箇所ですので、ご留意下さい。

5. 人員配置体制加算の拡充

5. 人員配置体制加算の拡充についてです。

5. 人員配置体制加算の拡充

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価するため、新たに1.5:1の区分が設定された。

	R6報酬改定後	改定前
新設	従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置	
	従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置	従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置
	従業者を常勤換算方法で「 2 : 1」以上配置	従業者を常勤換算方法で「 2:1」以上配置
	従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置	従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

人員配置体制加算については、医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する、複数職員による、手厚い体制を評価するため、新たに、1.5対1の区分が、設定されました。

人員配置体制加算の留意事項

前年度の平均利用者数について

・生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均利用者数は、

当該年度の前年度の利用者延べ数:開所日数

で算定。(小数点第2位以下を切り上げ)

・なお利用者延べ数については、以下の表のとおりの計算を行う。

生活介護サービス費	利用者数
所要時間3時間未満	
所要時間3時間以上4時間未満	1/2を乗じる
所要時間 4 時間以上 5 時間未満	
所要時間 5 時間以上 6 時間未満	2 / 4 + = 127
所要時間 6 時間以上 7 時間未満	3/4を乗じる

生活介護の従業者の配置については、前年度の平均利用者数で算定しますが、今回の改定で、生活介護の基本報酬が、時間区分となりました。これに伴い、前年度の平均値を算出する際の、利用者延べ数については、表のとおりの取り扱いとなりました。

前年度、所要時間3時間未満。3時間以上4時間未満。4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に、2分の1を乗じて得た数。所要時間5時間以上6時間未満。6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に、4分の3を乗じて得た数となります。

人員配置体制加算の留意事項

前年度の平均利用者数について

【算定例】

- ・所要時間3時間以上4時間未満の利用者延べ数が100人
- ・所要時間6時間以上7時間未満の利用者延べ数が4,000人
- ・所要時間8時間以上9時間未満の利用者延べ数が500人
- ・開所日数240日

(前年度の利用者延べ数)

 $100 \land \times 1/2 + 4.000 \land \times 3/4 + 500 = 3.550 \land$

(前年度の平均利用者数)

3,550人÷240日=14.791666…≒14.8 (小数点第2位以下切り上げ)

前年度の、平均利用者数の、算定例を見ていきます。

前年度の所要時間3時間以上4時間未満の利用者延べ数が100人。所要時間6時間以上7時間未満の利用者延べ数が4千人。所要時間8時間以上9時間未満の利用者延べ数が500人。開所日数240日の事業所における前年度の平均利用者数を算出します。

まず、前年度の、利用者延べ数は、4時間未満の100人には、2分の1を乗じ、7時間未満の、4,000人には、4分の3を乗じます。

所要時間、8時間以上の500人は、このままの数字です。これらを足し上げて、得られた、3, 550人が、利用者延べ数となります。

この利用者延べ数、3,550人を、開所日数の、240日で割り、少数点第2位以下を切り上げた、14.8人が、この事業所における、前年度の平均利用者数となります。

6. 入浴支援加算の創設

6. 入浴支援加算の創設についてです。

6. 入浴支援加算の創設

医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するために入浴支援加算が創設された。

【入浴支援加算】

医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供 しているものとして届け出た事業所において、当該者に対して、入浴を提供した 場合に、1日の所定単位数を加算する。

医療的ケアが必要な者等への、入浴支援を評価する為に、入浴支援加算が創設されました。

入浴支援加算は、医療的ケアが必要な者、又は、重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして、届け出た事業所において、当該利用者に対して、入浴を提供した場合に、加算されます。

【入浴支援加算】留意事項

- (1) 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備 を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。(留 意事項通知)
- (2) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、 看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。
- (3) 事業所が入浴支援加算を算定している場合は、入浴に係る費用について利用者から実費として支払いを受けることはできない。事業所が入浴支援加算を算定していない場合は、入浴に係る費用について利用者から実費として支払いを受けることは可能である。(R6厚労省Q&A(障害児) VOL.2 問4)

入浴支援加算の留意事項です。

- (1)入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の 事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が、入浴支援を 行う場合に限り、算定可能となります。
- (2) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が、実施することが望ましいとされています。
- (3)事業所が、入浴支援加算を算定している場合は、入浴に係る費用について、利用者から実費として支払いを受けることはできません。改定前に、利用者から入浴に係る、実費を徴収していた場合、改定により、入浴支援加算が算定出来るようになった利用者においては、実費の支払いを受けることは出来なく成りますので、ご留意ください。

【入浴支援加算】留意事項

医療的ケアが必要な者

= 下記スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者

2 気管切開の管理						
3 鼻咽頭エアウェイ	f の管理					
4 酸素療法						
5 吸引(口鼻腔・5	医管内吸引)					
6 ネブライザーの1	骨理					
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻					
/ 在日本宝	(2) 持続経管注入ポンプ使用					
8 中心静脈カテー	テルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)					
9 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)					
2 12 1: 12 31	(2) 持続皮下注射ポンプ使用					
10 血糖測定 (特級	血糖測定器による血糖測定を含む)					
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)					
12 進尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿					
12 OF IN	(2) 持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)					
	(1) 消化管ストーマ					
13 排便管理	(2) 接便、洗腿					
	(3) 浣腸					

入浴支援加算の算定対象となる、医療的ケアが必要なものとは、下記、スコア表に掲げる、いずれかの医療行為を、必要とする状態である者を指します。

7. 栄養状態のスクリーニング及び 栄養改善の取組の充実

7. 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実についてです。

7. 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するため、栄養スクリーニング加算、栄養改善加算が創設された。

※これらの加算の算定に当たっては、令和6年3月29日付厚生労働省通知「指定生活 介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例 の提示について」を確認すること。

生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行うなど、栄養ケア・マネジメントをおこなった場合を評価するため、栄養スクリーニング加算、栄養改善加算が創設されました。

これらの算定に当たっては、令和6年3月29日付けの、厚生労働省通知、指定 生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順、及 び様式例の提示についてで、事務処理手順等をよく確認してください。

【栄養スクリーニング加算】

≪栄養スクリーニング加算【新設】≫ 5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

栄養スクリーニング加算の概要です。

栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を担当の相談支援専門員に提供した場合に算定が可能です。

【栄養改善加算】

≪栄養改善加算【新設】≫200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養 改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

栄養改善加算の概要です。

栄養改善加算は、次の(1)から(4)のすべてを満たす事業所において、低栄養又は過栄養状態にある利用者、又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、栄養改善サービスをおこなった場合は、3ヶ月以内の期間に限り、ひと月に2回を限度として、加算されます。ただし、栄養改善サービスの開始から、3ヶ月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続きおこなうことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。

要件は、

- (1) 当該事業所の従業者として、又は、外部との連携により、管理栄養士を、 1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を、利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの、摂食・嚥下機能、及び、食形態にも配慮した、栄養ケア計画を、策定していること。
- (3) 利用者ごとの、栄養ケア計画に従い、必要に応じて、当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が、栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を、定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの、栄養ケア計画の進捗状況を、定期的に評価していること。です。

8. 福祉専門職員配置等加算の 算定方法の見直し

8. 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直しについてです。

8. 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(II)と福祉専門職員配置等加算(III)との併給を可能とされました。

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを、適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算、(Ⅰ)又は(Ⅱ)と(Ⅲ)との併給が可能となりました。